



最近は個人情報漏えいのニュースが相次いで取り上げられています。特に不審なメール・添付ファイルには十分注意しましょう。

今月の特集

- ・マイナンバーの取扱いと電子申請
- ・電子申請とは
- ・確定拠出年金とは

① マイナンバーの取扱いと電子申請

マイナンバーの開始時期が近づいてきました。

平成 28 年 1 月より開始予定となる、マイナンバーの通知・企業による事前収集は、平成 27 年 10 月からはじまりますが、取扱いには十分な注意が必要です。

◆マイナンバーの罰則規定

マイナンバーによって取り扱われる個人情報は、一般的な個人情報よりも機密性の高い重大な情報であるため、漏洩や盗用などがあった場合には従来の個人情報保護法よりも重い罰則が科されることになっています。

◆法律の適用範囲の拡大

個人情報保護法では、取り扱う個人情報が少ない事業者は法律適用の対象外となっていました。ところがマイナンバー法の場合は、1 件でも特定個人情報を扱うと、それだけで法律の適用対象となるため、注意が必要です。

◆マイナンバーと電子申請

マイナンバーの開始に向け、より電子申請の重要性が増してきています。

よく、勘違いされている方も多いのですが、マイ

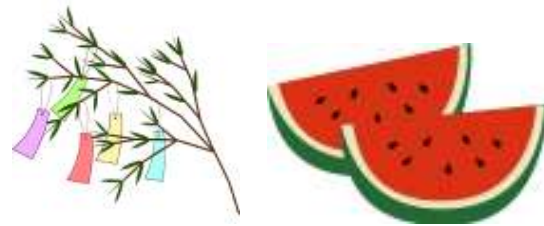
ナンバーは紙の書類にも記載する必要があります。

社会保険関係の申請書類には記載が必要になりますので、これまでの紙の書類にもマイナンバーを記入する欄が設けられることとなります。

マイナンバーを取り扱う上では、従来の個人情報保護法よりも、重い罰則が科されることとなり、管理が難しくなっている状態です。

(弊社のマイナンバー取り扱い方針については弊社 HP に記載させて頂いておりますので、ご一読頂ければ幸いです)

書類での管理が難しいマイナンバーの扱いは、お客様により異なる部分ではございますが、電子申請に切り替える等、マイナンバーの記載された書類を極力扱わない、ということも情報を守るうえで重要になります。



② 電子申請とは

現在電子申請を導入されていないお客様向けに、電子申請をご紹介します。

電子申請とは、インターネットを利用して、申請・届出などの行政手続をいつでも、どこからでも実現できるようにするものです。

電子申請に切り替えることで、現在、行政機関の窓口に出向いて、または郵送等により、紙で行っている申請・届出などの手続をよりスムーズに行うことができます。電子申請のメリット・デメリットとしましては、以下のようなことが挙げられます。

【電子申請のメリット】

- ・提出代行証明により、一部書類を何度も押印する必要がなくなる。
- ・手続の処理速度が天候等に左右されない。
- ・届出にかかる郵送料・交通費の削減。
- ・完了書類は PDF として残るため、紙で保管する必要がなくなる。

・一つの手続が完了するまでにかかる時間の削減

【電子申請のデメリット】

・主に地方の行政で、窓口優先で処理される場合がある。※電子申請センターの開設により、解消しつつあります。

・基本的に PDF でのやり取りとなるため、行政印のある書類が手元に残らない。

これからの手続をより円滑に行うためにも、電子申請の導入をご検討されてみてはいかがでしょうか。

③ 確定拠出年金とは

確定拠出年金とは、2001 年に導入された年金制度です。私的年金の一つで、企業（または個人）が毎月積み立てるお金を個人が自分の判断で資産運用していく制度のため、将来の受給される年金額がそれぞれの運用次第で変わってくるという特徴があります。いわば苗木の段階から自分のやり方で栽培し、年金という木に育てていくという、従来にない新しいタイプの年金制度といえます。

【対象者】

公務員、専業主婦を除く、第一、第二号被保険者

【種類】

- ・企業型
毎月の積立金（掛け金）は企業が負担する。但し、規約に定めれば個人からの拠出も可能。
- ・個人型
個人からの拠出のみ(会社からの拠出は不可)。

【確定拠出年金のメリット】

- ・加入者個人が運用の方法を決めることができる。
- ・社員の自覚意識が高まる。
- ・経済・投資等への関心が高まる。
- ・運用が好調であれば年金額が増える。
- ・年金資産が加入者ごとに管理されるので、各加入者が常に残高を把握できる。
- ・一定の要件を満たせば、離転職に際して年金資産の持ち運びが可能。
- ・企業にとっては、掛金の追加負担が生じないので、将来の掛金負担の予測が容易。

・掛金を算定するための複雑な数値計算が不要。

・拠出限度額の範囲で掛金が税控除される。

【確定拠出年金のデメリット】

- ・投資リスクを各加入者が負うことになる。
- ・老後に受け取る年金額が事前に確定しない。
- ・運用するために一定の知識が必要。
- ・運用が不調であれば年金額が減る。
- ・原則 60 歳までに途中引き出しができない。(退職金の代わりにはない)
- ・勤続期間が 3 年未満の場合には、資産の持ち運びができない可能性がある。
- ・加入者ごとに記録の管理が必要になるため、管理コストが高くなりやすい。



雇用保険料、4 年振りに下がる

厚生労働省は、雇用保険料を 2016 年度に 4 年ぶりに引き下げる検討に入りました。

失業給付に充てる保険料を、それまでの年収の 1% から 0.2% 引き下げ、0.8% とする方向で調整を行う模様です。

失業率の低下により、2015 年 3 月末の積立金は過去最高の 6 兆円に上る見込みで、一部を還元するため、労使の負担は年間約 3200 億円軽くなるとのこと。個人消費や企業業績の後押しにもなりそうです。

厚労相の諮問機関である労働政策審議会の雇用保険部会で、今秋をめどに提案する方針。来年の通常国会で下限を引き下げる改正案を提出し、16 年度の実施を目指す模様です。

【発行元】SATO 社会保険労務士法人 東京オフィス

〒170-0005

東京都豊島区南大塚 3-32-1 大塚 S&S ビル 5 階

TEL : (03) 6831-3310